組合相談コーナー　総会後の事務処理について

Q　通常総会が終了した後の事務処理について、教えてください。

A　通常総会終了後は、法律の規定により、総会議事録、理事会議事録を作成した上で、所管する行政庁に「決算関係書類の提出」が必要です。また、必要に応じて「役員変更の届出」、「定款変更の認可申請」等を行う必要があり、登記が必要な事項の変更があった場合は、秋田地方法務局へ登記申請を行います。

なお、所管行政庁へ提出する決算関係書類、役員変更届、変更登記等は、提出期限が決まっていますので、遅れないようご注意下さい。

(1)決算関係書類、役員変更届書の提出について

提出書類	提出期限	添付書類	提出部数
決算関係書類	通常総会終了後 2週間以内	・表紙　・事業報告書 ・財産目録　・貸借対照表 ・損益計算書 ・剰余金処分案 （又は損失処理案） ・総会議事録	・所管行政庁　1部 ・中央会　1部 ※自動車整備業に該当する組合は秋田運輸支局宛に2部（合計3部）提出して下さい。 ※中央会を経由して所管行政庁へ提出しますので、中央会までお届け下さい。
役員変更届書	変更のあった日から 2週間以内	・表紙 ・変更した事項 ・変更した理由、変更した年月日及び変更した内容を記載した書面 ・理事会議事録	
定款変更認可申請書	変更後速やかに ※決算関係書類と一緒に提出して頂くようお願いします。	・表紙 ・変更理由書 （変更した事項及び変更した箇所を新旧対照で記載します。） ・総会議事録 ・変更後の事業計画書・収支予算書 （事業変更の場合）	

注意！！　総会議事録・理事会議事録のコピーを提出する場合、原本証明が必要です。

(2)変更登記手続きについて

登記内容	期　限	注　意　事　項
代表理事変更	変更後2週間以内	代表理事が再選（同じ人物が選任）されても変更登記が必要です。
事務所の変更	移転日から2週間以内	事務所を他の市町村に移転する場合は、変更登記前に定款変更認可申請を行い認可を受ける必要があります。
その他（名称・地区・公告方法・事業等）の変更	定款変更認可書到達後 2週間以内	定款変更を伴う場合、変更の効力発生日は、定款変更認可書が組合に届いた日になりますので、登記期限は認可書が届いた日から起算します。

詳しくは、本会事業振興部、大館支所、横手支所へお問い合わせ下さい。

また、通常総会終了後に提出が必要な各種書類の書式を本会ホームページよりダウンロードできますので、ご活用下さい。

http://www.chuokai-akita.or.jp/youshiki.html